



～チャイルドシート等の購入費用を助成します～

令和6年度土岐市子育て世帯外出支援事業補助金のご案内

注意！！ 令和6年4月1日～令和7年3月31日までに購入したものは、
令和7年3月31日(月)までに申請してください。

補助金の交付対象者

次のすべてに該当する方が対象です。

- ① チャイルドシート等の購入日から補助金の申請書を提出する日まで、引き続き土岐市に住んでいる方
(申請者及びお子様の住民票が土岐市にある方)
- ② 申請日時時点で6歳未満のお子さんの父母、または母子健康手帳の交付を受けた方もしくはその配偶者の方
- ③ 税・保育料に滞納がない方

※いわゆる「里帰り出産」のように、住所を移さず一時的に土岐市に居住しているだけで、申請後に土岐市で育児をしていく見込みがない方などは対象になりません。

※父母が購入したものに限りません。祖父母等が購入したものは対象になりません。

補助金の種類・交付条件など

| 補助金の種類 | 対象となる経費 | 補助率 | 補助限度額 |
|----------------|---|------|--------------|
| チャイルドシート等購入補助金 | 安全基準「UN ECE/R44/R129」等に適合するチャイルドシート・ベビーシート・ジュニアシートの購入費(1世帯につき、6歳未満のお子さんの数までの台数に限ります。) | 2分の1 | 1台につき 1万円 |

● 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに購入したチャイルドシート等の購入費用が対象になります(申請の受付は令和7年3月31日までとなります)。

● 中古品・転売品の購入費用は対象になりません。

● 代金の全額を各種商品券・各種プリペイドカード・各種ポイントで支払いされた場合は対象になりません。一部割引を受けたり、一部ポイントを使用して購入された場合は、割引後またはポイント使用後の支払額が補助対象額となります。

● 過去に、同一の補助事業(対象となる児童)における補助金を受給した場合は、申請できません。

申請方法

申請書に必要事項を記入し、下記の書類等を添えて、令和7年3月31日(月)までに、市役所こども家庭課窓口へ提出してください(令和7年3月31日(月)購入分まで)。

※申請書は土岐市HP(<https://www.city.toki.lg.jp>)からダウンロード、または市役所こども家庭課にあります。

※受付は、補助金の予定金額に達し次第終了します。郵送による提出は不可。支所では受付できません。

① **領収書**(購入品目・購入金額・購入日が記載されているもの)の**原本**(原本を添付していただきますので、控えが必要な方はご自身でコピーをお取りください。)

インターネットで購入された場合は、領収証をプリントアウトしたものを添付してください。

② **保証書**(商品名・購入日・保証期間・申請者の氏名と住所・購入先が記入されているもの)の**原本とそのコピー**(原本は受付時に確認後、お返しします。)

③ **母子健康手帳の表紙のコピー**(今後出産予定のお子さんためのチャイルドシート等購入補助金を申請する場合のみ、必要です。)

④ **安全基準「UN ECE/R44/R129」に適合していることが分かるもののコピー**

詳しくは、土岐市役所こども家庭課 TEL54-1334(直通) へどうぞ。